

認知症対応型共同生活介護

グループホーム松峰園 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社松峰園が開設する、グループホーム松峰園（以下、「事業所」という）において実施する、指定認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法及びに係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6、事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7、地域との結び付きを重視し、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 8、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、 名称 グループホーム松峰園（ユニット名・A棟、B棟）
- 二、 所在地 山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台 41 番地 58

(従業員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、 管理者 1 名 （常勤職員 介護員と兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

共用型認知症デイサービスセンター松峰園の管理者も兼ねる。

二、 計画作成担当者 1名以上（介護員と兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。

1名は介護支援専門員をもって充てる。

三、 介護従事者 12名以上（介護職員と看護職員 A、B棟兼務）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

うち、看護職員は利用者の健康チェック及び処置を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、A棟9名、B棟9名の合計18名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

一、 入浴、排泄、食事、着替え等の支援

二、 日常生活上の支援

三、 日常生活の中での機能訓練

四、 相談、援助

（介護計画の作成）

第8条 指定認知症共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を作成する。

2、介護計画の作成、変更に際して、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3、利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

（利用料等）

第9条 事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一、食材費 1,260円／日

二、運営管理費 545円／日（光熱費、衛生管理費、事務費等）

三、家賃 600円／日

四、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適せると認められる費用。

2、 月の中途に置ける入居または退居については日割り計算とする。

3、 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込みまたは口座振替により指定期日までに受けるものとする。

（入退居にあたっての留意事項）

第10条 事業の対象者は、要介護者であって認知症の症状にある者であり、次の各号を満たす

ものとする。

- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二、自傷他害のおそれがないこと。
 - 三、常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2、入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居となる場合がある。
 - 3、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持と個人情報の取り扱い)

第11条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2、従業員であった者に、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3、従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報については、個人情報保護法を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 4、利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3、事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 サービスの提供を行っている時に、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2、事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3、事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4、事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、

必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)

- 二 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対応策)

第15条 事業所のサービス提供中の非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

- 2、 非常災害に備え、年2回以上(春／秋 夜間想定含)の避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2、 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等)

第17条 事業所のサービス提供にあたっては、利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため、緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2、 事業所は、身体的拘束等の適正化のための措置を講じるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること(3月に1回以上)
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - 三 身体的拘束等の適正化のための研修の実施(年2回以上)

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2、 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（協力医療機関等）

第19条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2、 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3、 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（運営推進会議）

第20条 事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催します。

2、 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

3、 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村職員及び福祉事業についての知見を有する者とする。

4、 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5、 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての重要事項）

第21条 事業所は全ての認知症共同生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 経験に応じた研修 随時

2、 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

3、 事業所は、適切な指定認知症共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4、 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示または、備え付けの書面（紙ファイル等）、電磁的記録により閲覧できるものとする。

二 掲示等に加え、ウェブサイト（情報公表システム上または法人のホームページ等）に掲載・公表するものとする。

5、 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社松峰園と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

この規程は、平成23年5月15日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。